

平成 23 年度災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成 24 年 2 月 28 日
三朝町建設水道課

現場代理人については、工事現場に常駐が義務付けられているところですが、今後災害復旧工事を短期間に相当量発注する見込みであることから、下記条件に該当する工事に限り、臨時的措置として現場代理人の兼務を認める運用を実施します。

記

1 対象工事

以下の条件を全て満たす工事について、合計 3 件まで現場代理人の兼務を認めることとします。ただし、災害復旧工事以外の一般工事は 3 件のうち 1 件のみとします。

また、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めない場合があります。

- (1) 三朝町が発注する土木一般工事の請負工事であること(他の発注機関工事との兼務はできません。)
- (2) 各工事の請負代金額が 2,500 万円未満であること
- (3) 兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと

2 手続き

現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人兼務届」(様式第 1 号)に兼務させようとする他方の工事の位置図及び工程表を添付し、それぞれの工事発注担当課に提出してください。

また、現場代理人兼務状況に変更があった場合、又は兼務を解く場合は、「現場代理人兼務解除届」(様式第 2 号)をそれぞれの工事発注担当課に提出してください。

3 適用期間

平成 24 年 3 月 1 日以降に指名通知を行う工事に適用します。ただし、これ以前に契約を締結し施工中の工事についても、現場代理人兼務届出書を提出することにより、兼務を認めます。また、この運用は、平成 23 年度災害復旧に係る全工事が終了(竣工)するまでの臨時的措置とします。

4 変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼務している工事のうち、変更契約によりいずれかの工事の請負代金額が 2,500 万円以上と

なり兼務対象工事の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置する必要があります。

5 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守してください。

- (1) 現場代理人は、常に工事発注担当課と連絡がとれる体制を確保すること
- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取り締まりを徹底すること
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと

6 兼務の取り消し

「現場代理人兼務届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければなりません。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合

7 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めてください。
- (2) 受注者は、兼務配置の工事において、工期内の履行を徹底してください。